

業務委託における最低制限価格制度の導入について

1 目的

現在、建設工事においては最低制限価格制度を導入しておりますが、更なるダンピング対策の強化を図り、業務委託の適切な履行、品質確保、担い手の育成及び確保などに資するため、建設工事に係る業務委託についても最低制限価格制度を導入します。

2 対象業務

設計額100万円（税込）を超える設計、調査、測量、土木施設維持管理等の建設工事に係る業務委託。（対象となる案件については、告示文等で明示します。）

※令和7年度より設計額100万円に変更しております。

3 適用日

令和5年4月1日以降に告示又は指名通知を行う案件から適用します。

※算定方法は非公開とします。

問い合わせ先：蕨市総務部財政課契約係
電話番号：048-433-7706